

資料編



1. 策定經過	146
2. 市民參加	150
3. 検討資料	152
4. 用語集	166

資料編

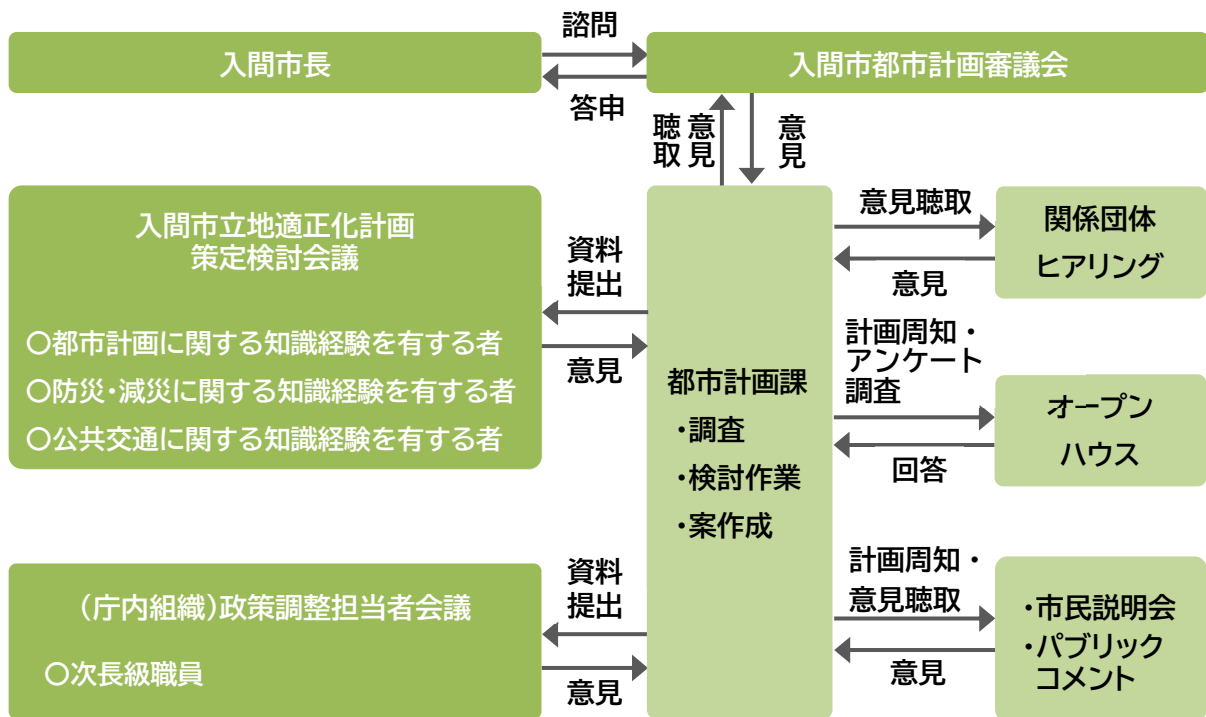
1. 策定経過

(1) 策定の体制

入間市立地適正化計画の策定にあたっては、有識者で構成される「入間市立地適正化計画策定検討会議」および「都市計画審議会」、庁内の「政策調整担当者会議」で聴取した意見を基に検討作業を進めました。

また、市民・事業者の皆さまからご意見を伺う場として「関係団体ヒアリング」や「オープンハウス」、「市民説明会」、「パブリックコメント」を実施しました。

《 策定体制 》





(2) 入間市立地適正化計画策定検討会議 委員名簿

(敬称略)

氏名	区分	所属
中村 仁	都市計画に関する知識経験を有する者	芝浦工業大学教授
大澤 昭彦	都市計画に関する知識経験を有する者	東洋大学准教授
岡崎 洋志	防災・減災に関する知識経験を有する者	埼玉県防災士会理事・事務局長
小嶋 文	公共交通に関する知識経験を有する者	埼玉大学准教授

(3) 策定の経過

開催日	会議	議題
令和 6 (2024) 年		
7月29日	第1回策定検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画の制度概要 策定スケジュール 本市の都市構造上の課題
10月 4、7、15、16、21日	関係団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉、商工業、住宅分野に精通する5事業者に対し、立地適正化計画に関する意見聴取
11月11日	第2回策定検討会議	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりの方針および施策・誘導方針の検討 都市の骨格構造の検討
令和 7 (2025) 年		
3月10日	第3回策定検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域の検討 都市機能誘導区域の検討 誘導施設の検討 オープンハウスの実施について
4月14日～20日	オープンハウス	<ul style="list-style-type: none"> 計画概要の周知 進捗の報告 市民意向の把握
6月30日	第1回都市計画審議会	立地適正化計画の策定について(諮問)
7月4日	第4回策定検討会議	<ul style="list-style-type: none"> オープンハウスの実施結果 防災指針の検討
9月3日	第5回策定検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 誘導施策の検討 目標指標・進行管理の検討
9月29日	政策調整担当者会議	立地適正化計画の策定について
11月10日	第2回都市計画審議会	立地適正化計画の策定について(報告)
令和 8 (2026) 年		
1月13日～2月12日	パブリックコメント	立地適正化計画(原案)に対する意見聴取
1月13日～16日、19日～20日	市民説明会	立地適正化計画(原案)について
2月9日	第6回策定検討会議	計画書最終案について
3月1日	—	届出制度の周知開始
3月12日	第3回都市計画審議会	立地適正化計画について(答申)
3月31日	—	立地適正化計画の策定・公表

(4) 入間市都市計画審議会 諮問書

入都第 557 号

令和7年6月30日

入間市都市計画審議会

会 長 中 村 仁 様

入間市長 杉 島 理一郎

入間市立地適正化計画の策定について（諮問）

入間市都市計画審議会条例第2条に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

入間市立地適正化計画の策定について

2 諮問の趣旨

人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に対応する持続可能なまちづくりを推進するため、都市再生特別措置法第81条第1項に基づき立地適正化計画を策定します。つきましては、入間市都市計画審議会に意見を求めるものです。



(5) 入間市都市計画審議会 答申書

入都計審収第6号
令和8年3月12日

入間市長 杉島理一郎 様


入間市都市計画審議会
会長 中村 仁

入間市立地適正化計画の策定について（答申）

令和7年6月30日付け入都第557号で諮問のあったことについては、異存ありません。

2. 市民参加

(1) オープンハウス

目的	立地適正化計画策定の周知や計画の概要説明、進捗の報告、市民意見の反映を目的として、市民を対象に広く実施しました。
実施時期	令和7(2025)年4月14日(月)～4月20日(日)
実施場所	扇町屋地区センター 東町地区センター 黒須地区センター 東金子地区センター 金子地区センター 宮寺・二本木地区センター 藤沢地区センター 東藤沢地区センター 西武地区センター
開催方法	立地適正化計画の説明、市の現状や今後のまちづくりの方針などの説明パネルの展示および、パネルアンケートにシールを貼って回答いただく形式の簡易アンケートを行いました。
実施の様子	

(2) パブリックコメント

目的	入間市立地適正化計画(原案)を公表し、広く市民から意見を求めるために実施しました。
実施期間	令和8(2026)年1月13日(火)～2月12日(木)
実施結果	意見提出件数:13件



(3) 市民説明会

目的	入間市立地適正化計画（原案）について、広く市民から意見を求めるため、パブリックコメントと同時期に開催しました。
実施日 実施場所	令和 8（2026）年 1月13日（火）入間市産業文化センター 1月14日（水）藤沢地区センター（藤沢公民館） 1月15日（木）西武地区センター（西武公民館） 1月16日（金）東金子地区センター（東金子公民館） 1月19日（月）金子地区センター（金子公民館） 1月20日（火）宮寺・二本木地区センター（宮寺公民館）
参加人数	計 13 名
開催方法	入間市立地適正化計画（原案）の説明および質疑応答による意見聴取
実施の様子	

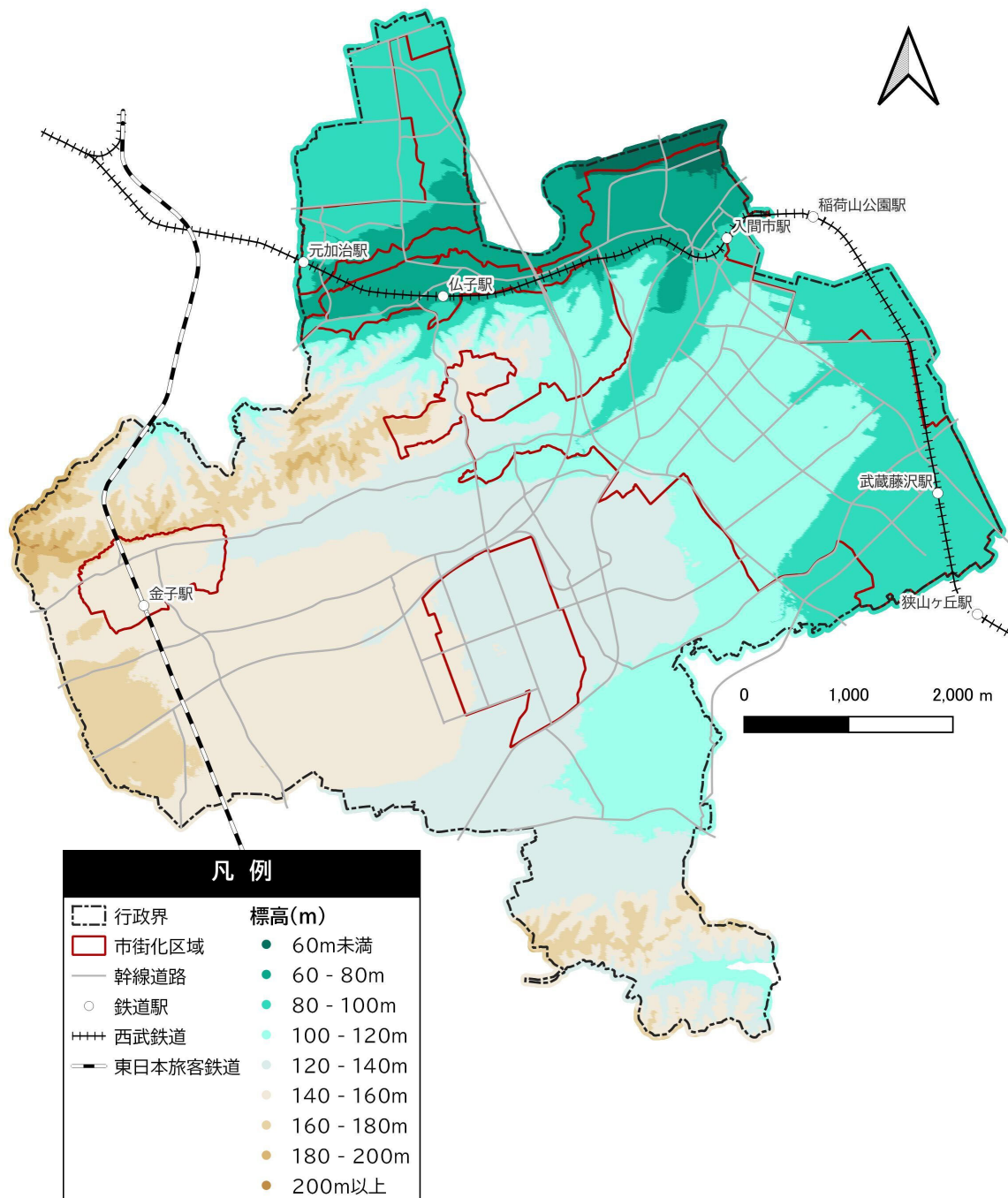
3. 検討資料

(1) 災害ハザード情報等の収集

1) 地形

本市の地形は西から東へなだらかに傾斜し、市北西部と南東部のやや起伏がある丘陵（加治丘陵、狭山丘陵）と北部の入間川沿いの低地部分により部分的に変化のある地形が形成されています。

《 地形(標高) 》



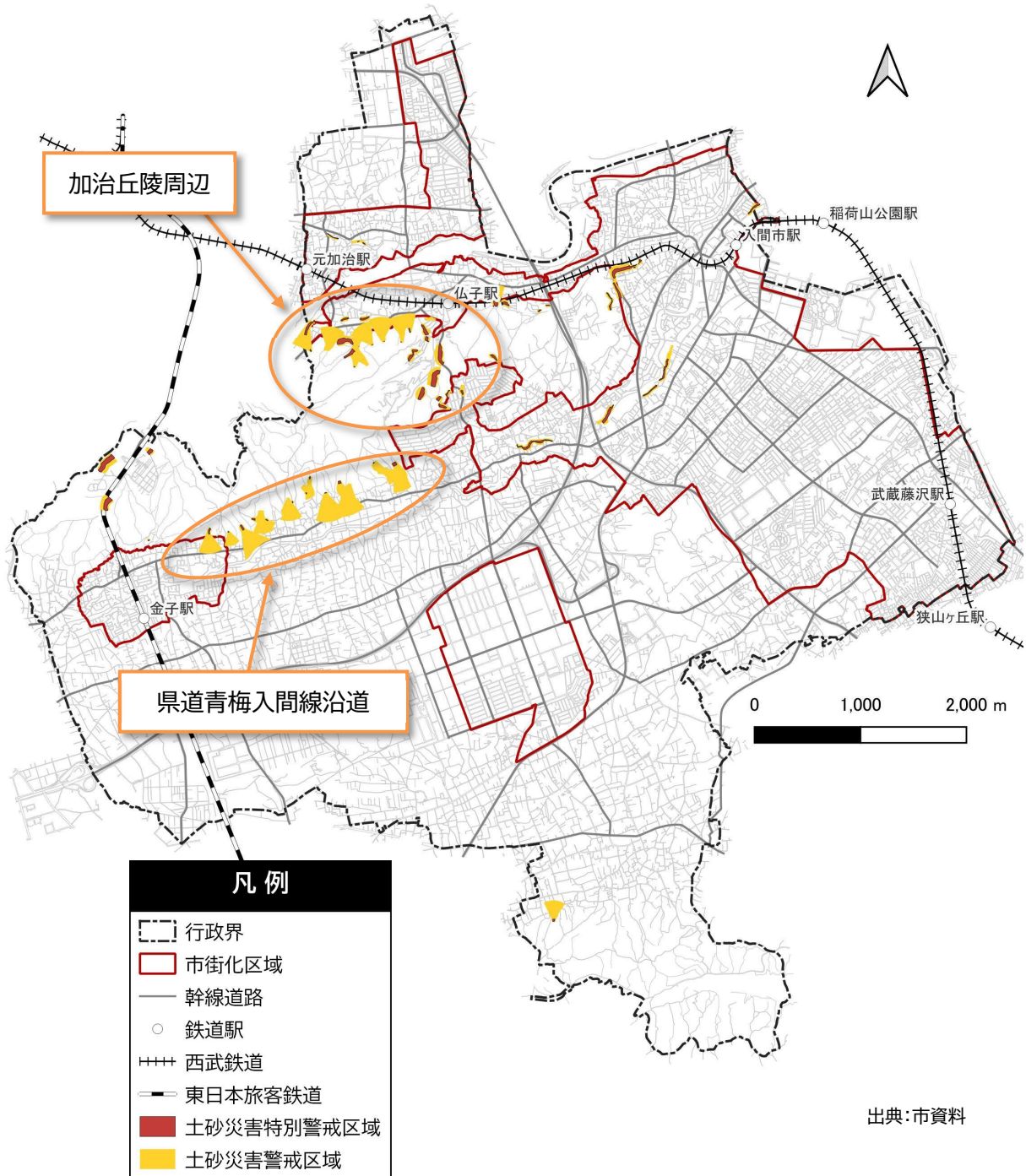
出典:基盤地図情報 数値標高モデル(国土地理院、令和6(2024)年4月8日時点)



2) 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

土砂災害特別警戒区域および、土砂災害警戒区域は加治丘陵周辺に広く指定され、県道青梅入間線沿道の住宅地などで指定されています。

《 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域 》

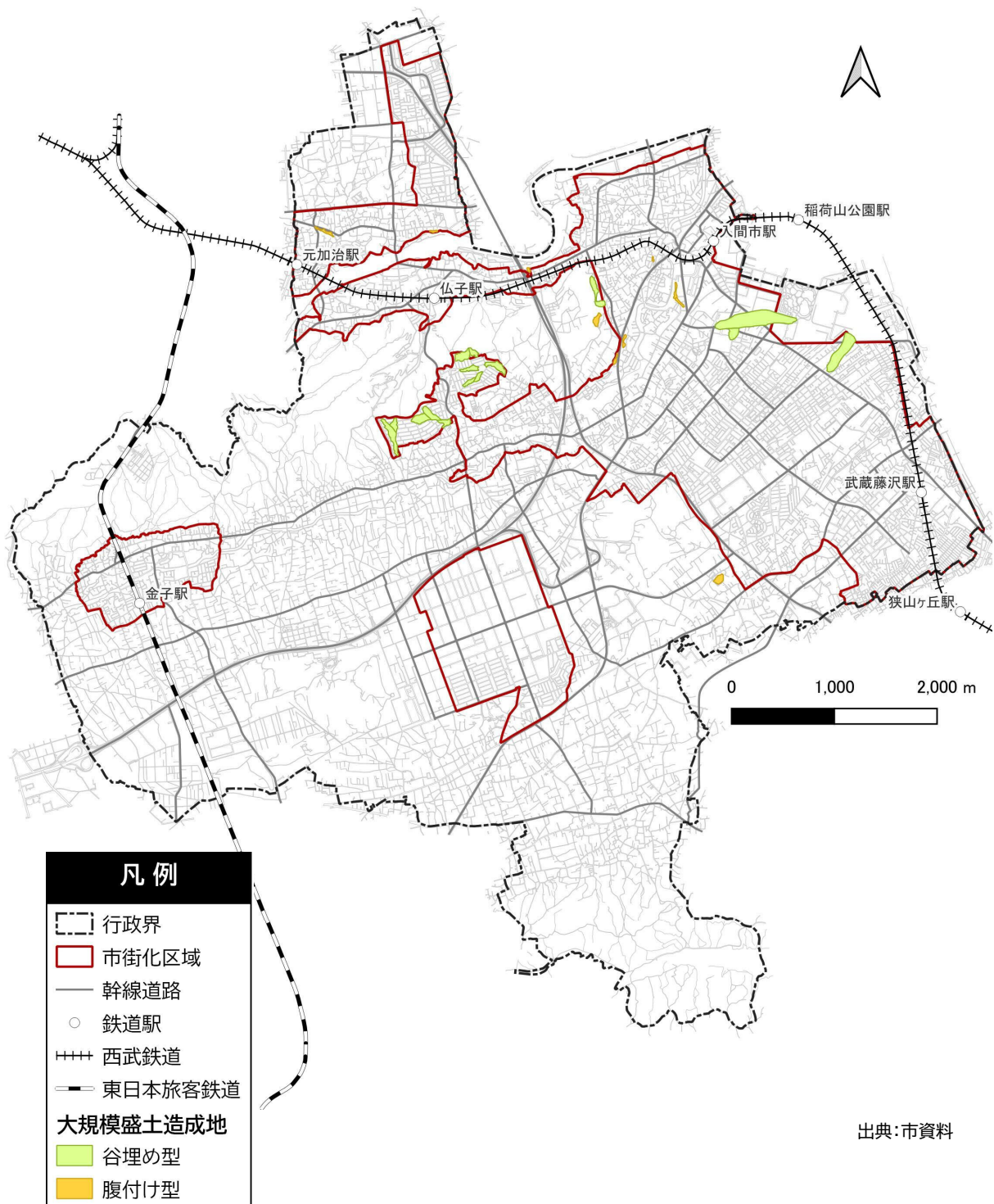


3) 大規模盛土造成地

平成 21 (2009) 年度、埼玉県調査による大規模盛土造成地の第一次スクリーニング調査によると、市内の大規模盛土造成地は、新久、小谷田、高倉、豊岡、東町等に合計 24 箇所（谷埋め型が 15 箇所、腹付け型が 9 箇所）あります。

なお、令和 4 (2022) 年度に実施した、市内の大規模盛土造成地全てを対象にした調査の結果、直ちに滑動崩落を示唆する変状が認められる大規模盛土造成地はありませんでした。

≪ 大規模盛土造成地 ≫



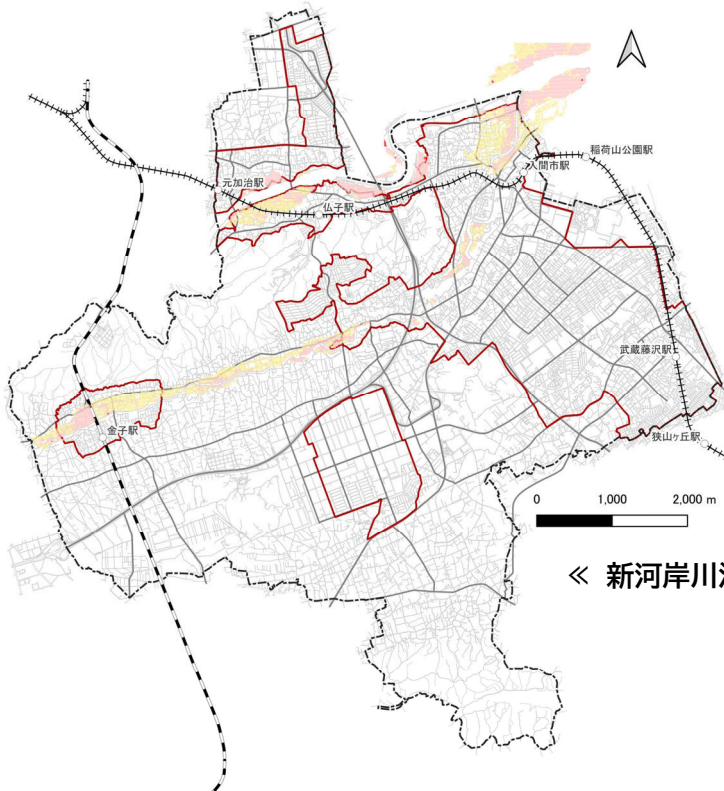


4) 洪水浸水想定区域等（浸水深：想定最大規模）

入間川流域の想定最大規模での洪水浸水想定区域等は、入間川と霞川沿いに指定されています。浸水深は 0.0～0.5m未満が大部分ですが、0.5～3.0m未満の地域も見られます。また、市内に一部ですが浸水深 3.0～5.0m未満の地域があります。

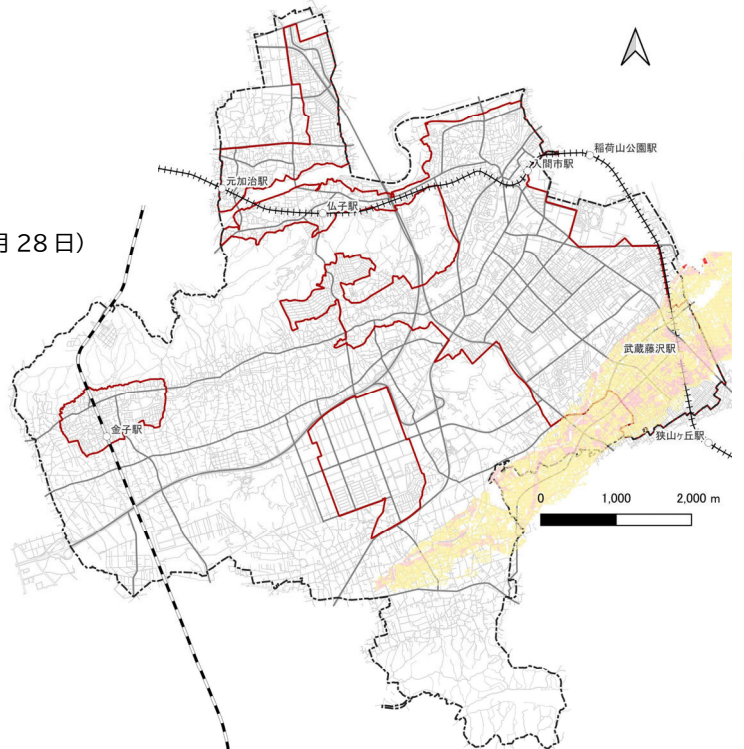
新河岸川流域の想定最大規模での洪水浸水想定区域は、不老川沿いに指定されています。浸水深は 0.0～0.5m未満が大部分ですが、0.5～3.0m未満の地域も見られます。市内に 3.0～5.0m未満の地域はありません。

◀ 入間川流域の洪水浸水想定区域(想定最大規模) ▶



※洪水浸水想定区域図のシミュレーションは、前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮および内水による氾濫等を考慮していません。そのため、洪水浸水想定に指定されていない区域においても、浸水が発生する場合や、想定される浸水が実際の浸水深と異なる場合があります。

◀ 新河岸川流域の洪水浸水想定区域(想定最大規模) ▶



出典：荒川水系入間川流域洪水浸水想定区域図
(埼玉県県土整備部河川砂防課、令和 6(2024)年 5 月 28 日)

凡例	
	行政界
	市街化区域
	幹線道路
	鉄道駅
	西武鉄道
	東日本旅客鉄道
浸水深	
	0.0 - 0.5m未満
	0.5 - 3.0m未満
	3.0 - 5.0m未満

出典：荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図
(埼玉県県土整備部河川砂防課、令和 6(2024)年 5 月 28 日)

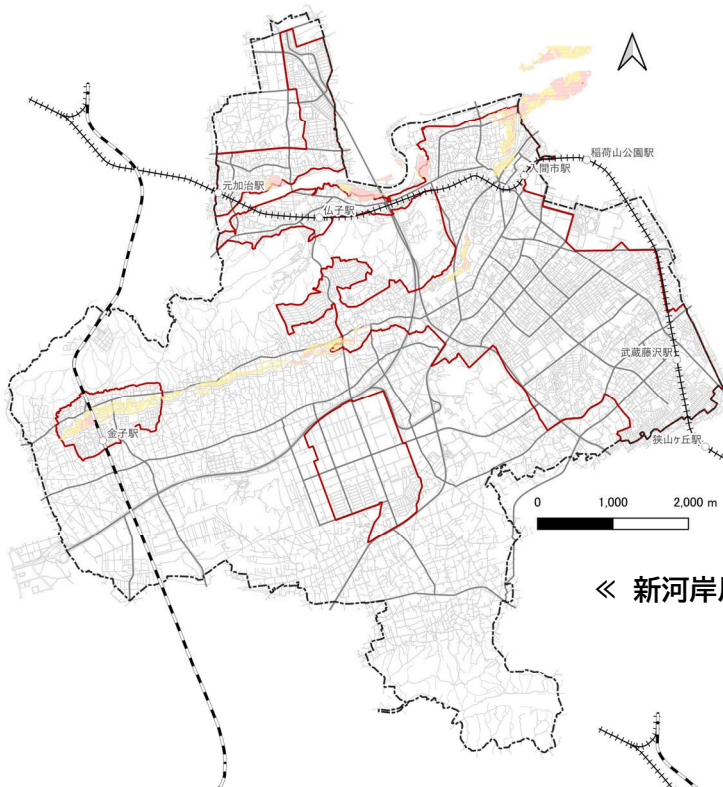
資料編

5) 洪水浸水想定区域等（浸水深：計画規模）

入間川流域の計画規模での洪水浸水想定区域等は、入間川と霞川沿いに指定されています。浸水深は 0.0～0.5m未満が大部分であり、想定最大規模の洪水浸水想定区域と比較し、入間市駅北部や仏子駅西部では浸水が想定されていません。

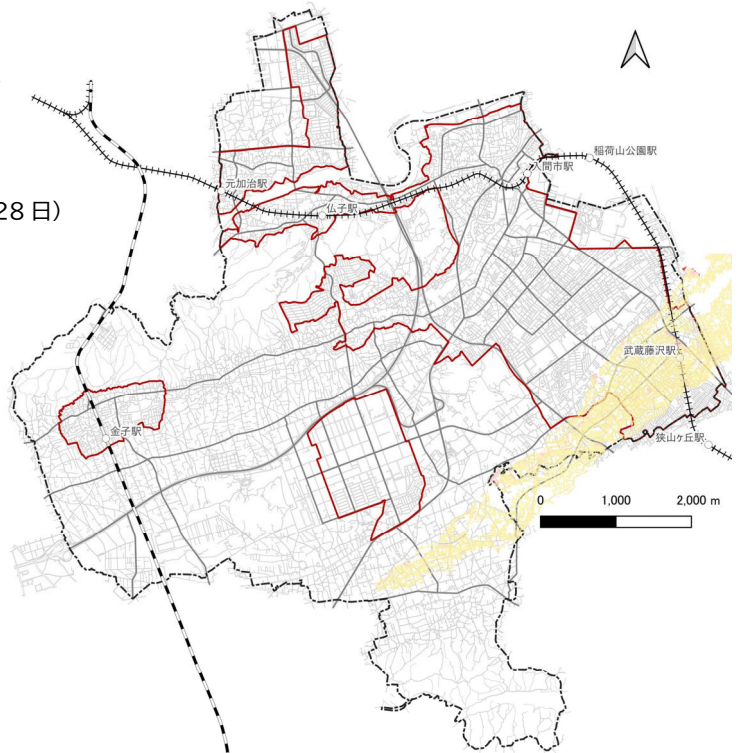
新河岸川流域の計画規模での洪水浸水想定区域は、不老川沿いに指定されています。浸水深は 0.0～0.5m未満が大部分ですが、武蔵藤沢駅周辺等において 0.5～3.0m未満の地域が見られます。市内に 3.0～5.0m未満の地域はありません。

◀ 入間川流域の洪水浸水想定区域(計画規模) ▶



※洪水浸水想定区域図のシミュレーションは、前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮および内水による氾濫等を考慮していません。そのため、洪水浸水想定に指定されていない区域においても、浸水が発生する場合や、想定される浸水が実際の浸水深と異なる場合があります。

◀ 新河岸川流域の洪水浸水想定区域(計画規模) ▶



出典：荒川水系入間川流域洪水浸水想定区域図
(埼玉県県土整備部河川砂防課、令和 6(2024)年 5 月 28 日)

出典：荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図
(埼玉県県土整備部河川砂防課、令和 6(2024)年 5 月 28 日)

凡例	
	行政界
	市街化区域
	幹線道路
	鉄道駅
	西武鉄道
	東日本旅客鉄道
浸水深	
	0.0 - 0.5m未満
	0.5 - 3.0m未満
	3.0 - 5.0m未満

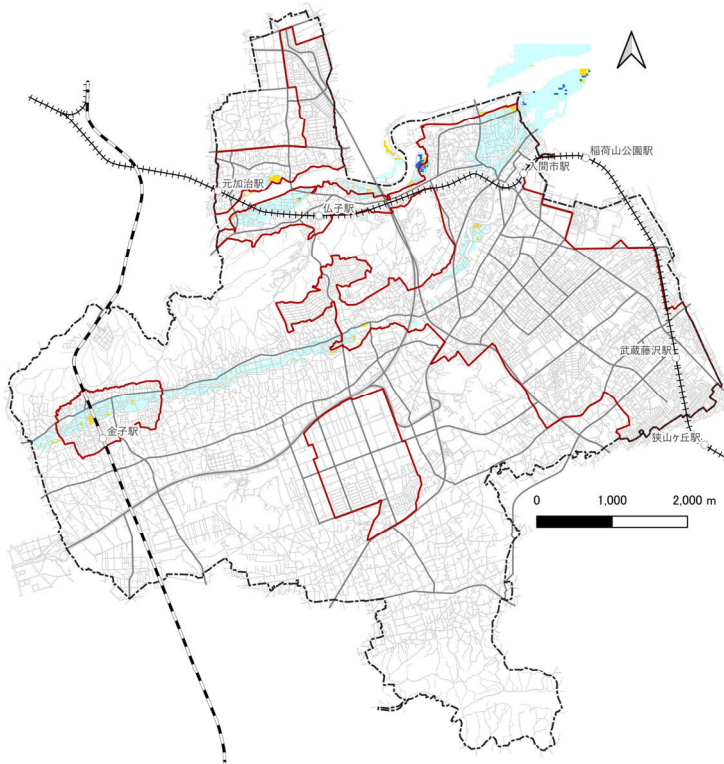


6) 洪水浸水想定区域等（浸水継続時間）

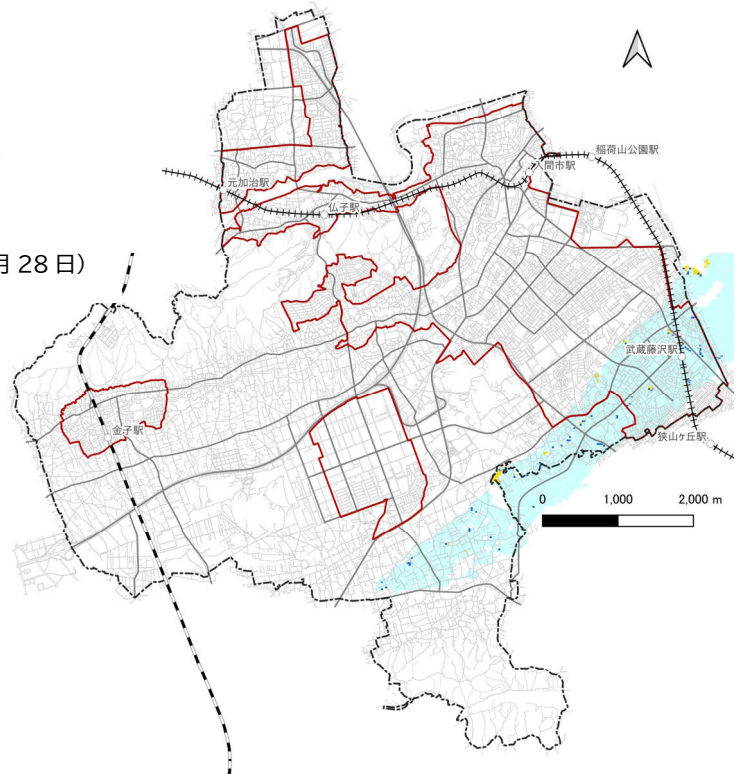
入間川流域の浸水継続時間は、入間川と霞川沿いに指定されています。浸水継続時間は12時間未満の区域が大部分ですが、一部区域で12時間～24時間未満と24時間～72時間未満の区域が見られます。なお、生命の危機が生じるおそれがあるとされる、浸水継続時間が3日以上（72時間以上）の区域は見られません。

新河岸川流域の浸水継続時間は不老川沿いに指定されています。浸水継続時間は12時間未満の区域が大部分ですが、一部区域で12時間～24時間未満と24時間～72時間未満の区域が見られます。なお、生命の危機が生じるおそれがあるとされる、浸水継続時間3日以上（72時間以上）の区域は見られません。

◀ 入間川流域の浸水継続時間 ▶



◀ 新河岸川流域の浸水継続時間 ▶



出典：荒川水系入間川流域洪水浸水想定区域図
(埼玉県県土整備部河川砂防課、令和6(2024)年5月28日)

出典：荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図
(埼玉県県土整備部河川砂防課、令和6(2024)年5月28日)

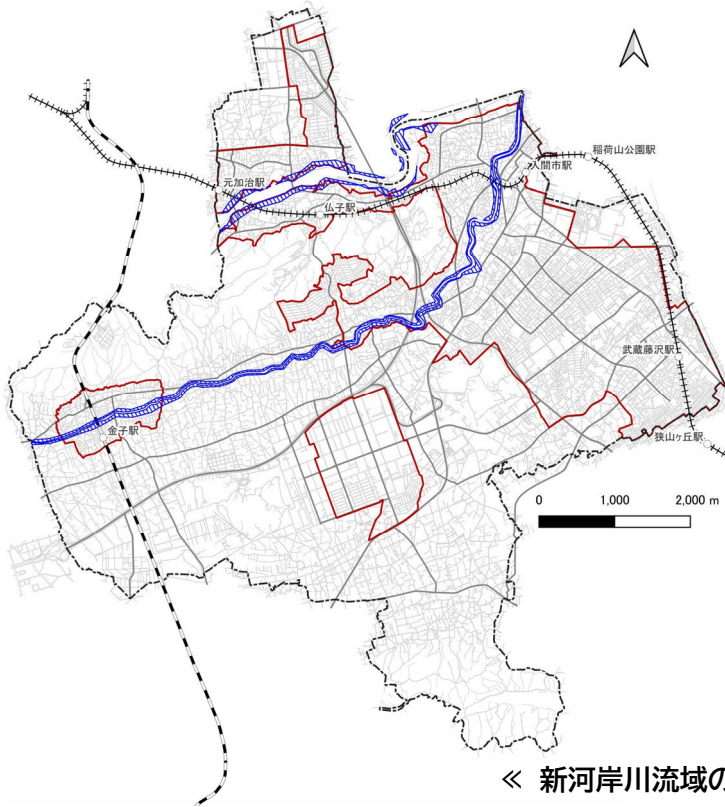
凡例	
	行政界
	市街化区域
	幹線道路
	鉄道駅
	西武鉄道
	東日本旅客鉄道
浸水継続時間	
	12時間未満
	12時間- 24時間(1日)
	24時間- 72時間(3日)

資料編

7) 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

入間川、霞川、不老川沿い一帯に家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）が指定されています。

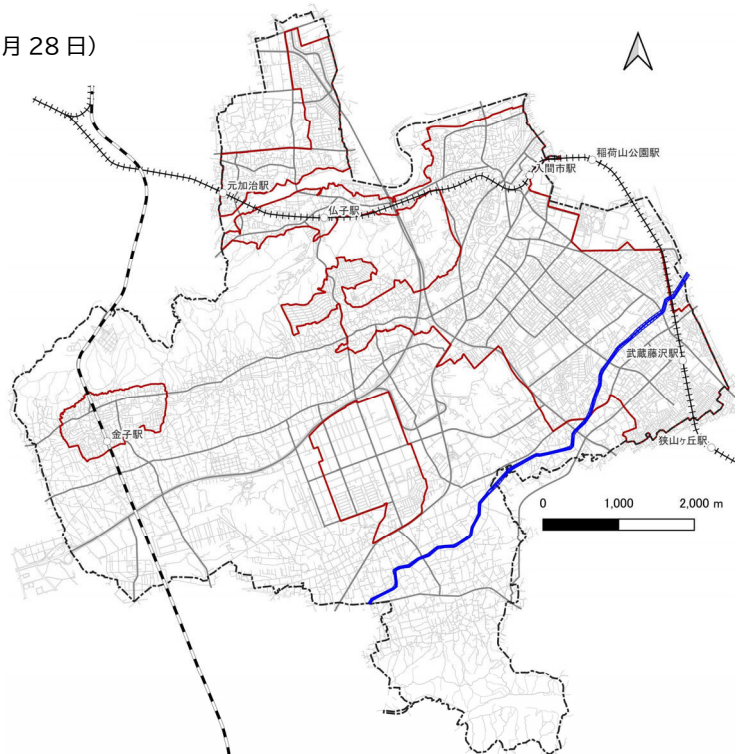
◀ 入間川流域の家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食) ▶



◀ 新河岸川流域の家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食) ▶

出典：荒川水系入間川流域洪水浸水想定区域図
(埼玉県県土整備部河川砂防課、令和6(2024)年5月28日)

凡例	
	行政界
	市街化区域
	幹線道路
	鉄道駅
	西武鉄道
	東日本旅客鉄道
	河岸侵食



出典：荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図
(埼玉県県土整備部河川砂防課、令和6(2024)年5月28日)

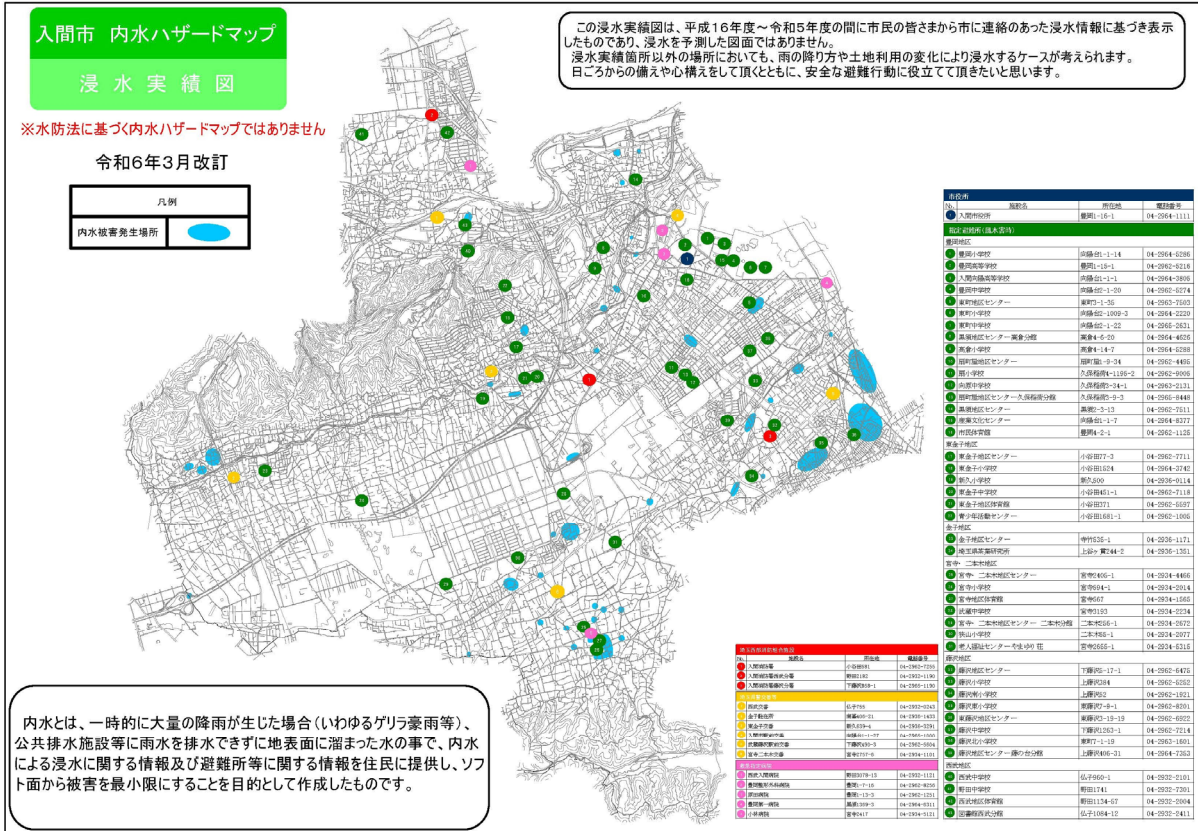


8) 内水

本市では、浸水被害を軽減することを目的として、平成16(2004)年度から令和5(2023)年度の間には市民から連絡のあった道路・床上および床下浸水被害をもとに、被害範囲に関する浸水情報を示した「入間市内水ハザードマップ(浸水実績図)」を作成しています。

なお、「入間市内水ハザードマップ(浸水実績図)」は水防法第15条第3項に基づくハザードマップではありません。

◀ 入間市内水ハザードマップ(浸水実績図) ▶



出典:入間市内水ハザードマップ(入間市、令和6(2024)年3月改訂)

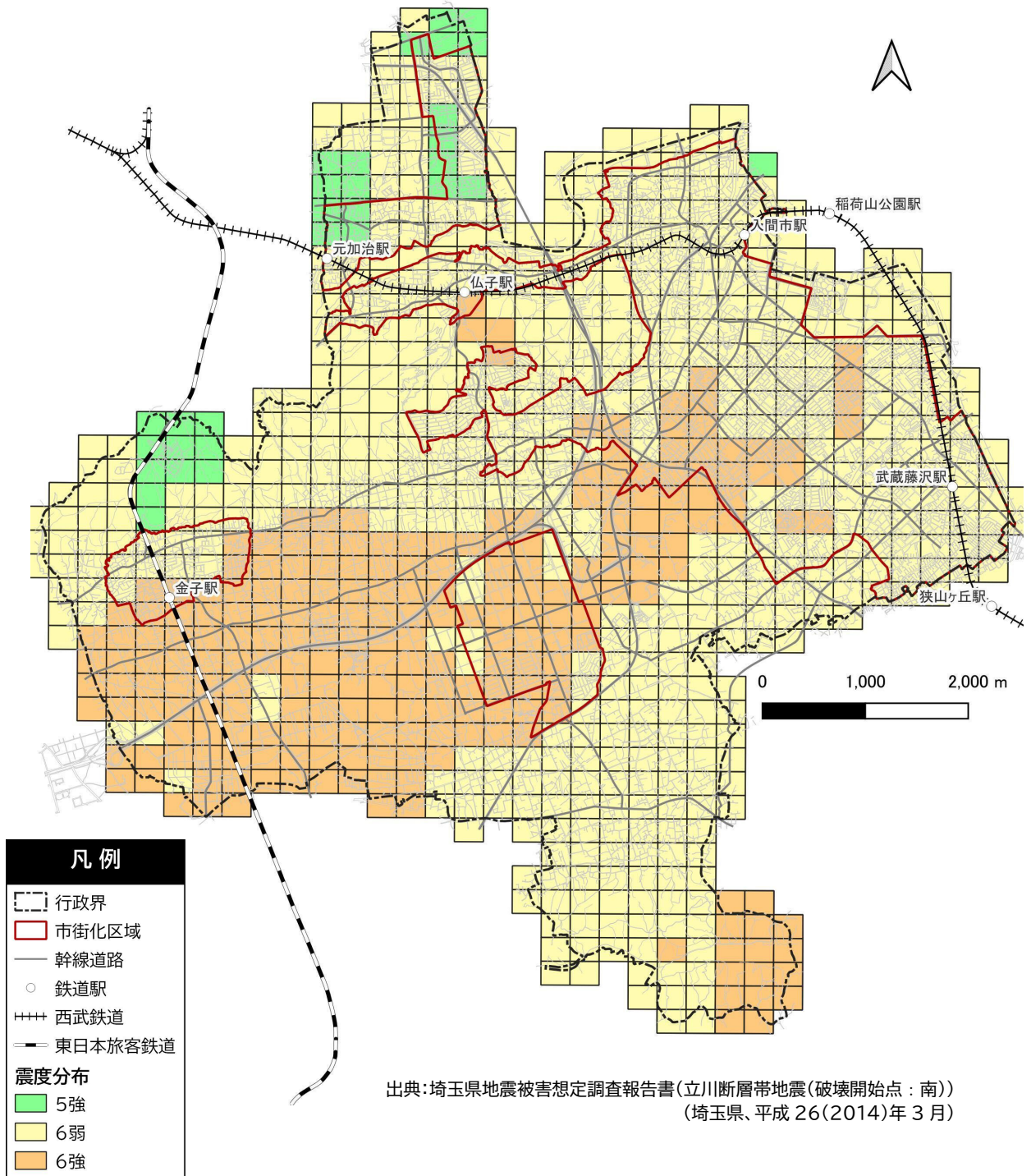
資料編

9) 震度分布

立川断層帯地震（破壊開始点：南、 $M=7.4$ ）が発生した場合の震度分布は、震度5強から震度6強の揺れが想定されています。

市街化区域はおおむね震度6弱となっており、一部地域で6強が想定されています。

《 震度分布図 》



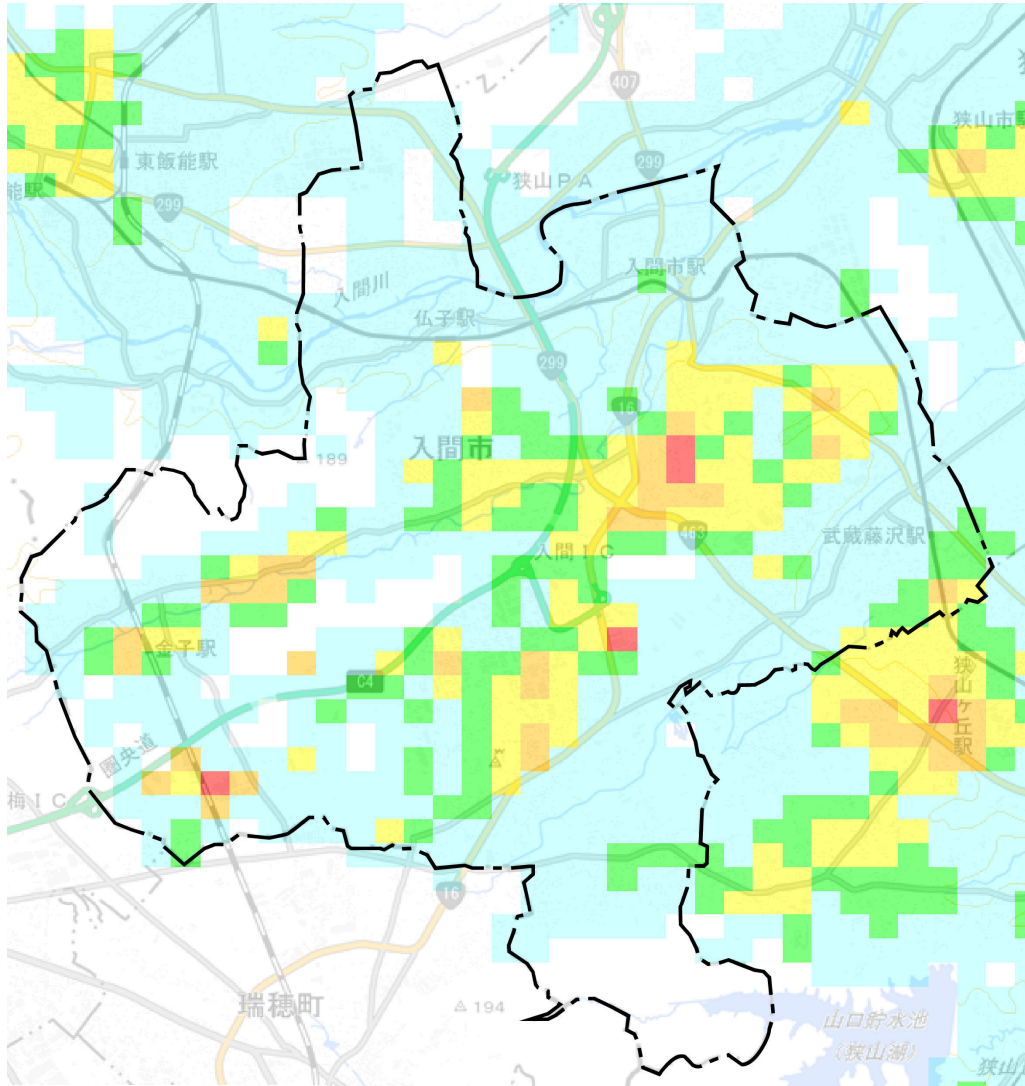


10) 建物被害（全壊数）

立川断層帯地震（破壊開始点：南、M=7.4）が発生した場合の全壊数は全市で736棟（全建物の1.51%）、半壊数は3,511棟（全建物の7.21%）の想定となっています。

揺れによる全壊数の分布をみると、市街化区域を中心に2棟以上5棟未満の区域が分布しています。

《 揺れによる建物全壊棟数分布図 》



凡例	
	行政界
建物全壊棟数	
	10棟以上
	5棟以上10棟未満
	2棟以上5棟未満
	1棟以上2棟未満
	0棟より大き<1棟未満
	0棟

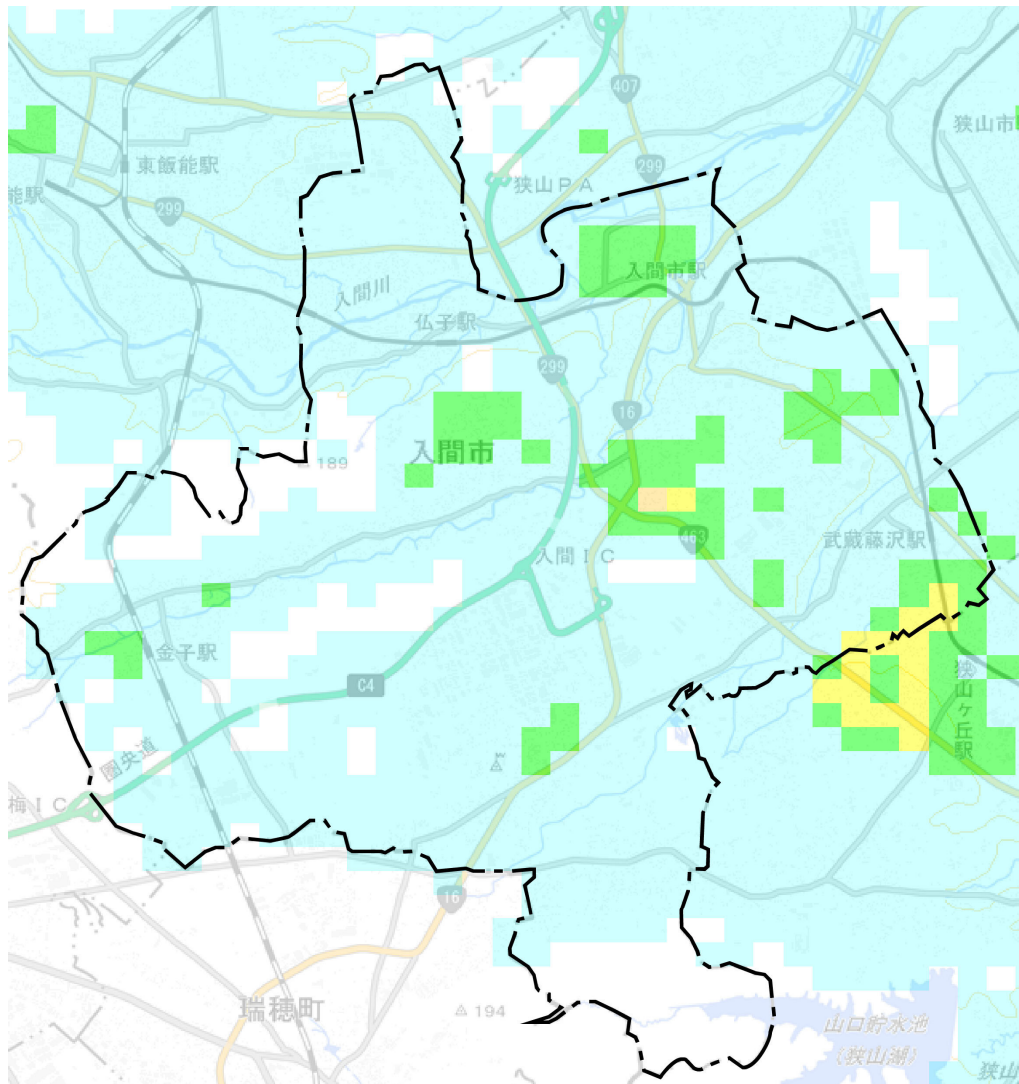
出典：埼玉県地震被害想定調査報告書（立川断層帯地震（破壊開始点：南））
（一部加工）（埼玉県、平成26（2014）年3月）

11) 火災被害（焼失棟数）

立川断層帯地震（破壊開始点：南、 $M=7.4$ ）が発生した場合の火災焼失棟数は、310棟の想定となっています。

焼失棟数の分布をみると、全市的に0棟より大きく1棟未満が広がっていますが、一部地域で1棟以上10棟未満が見られます。

《 火災焼失棟数分布図 》



凡例	
	行政界
火災全焼棟数	
	50棟以上
	20棟以上50棟未満
	10棟以上20棟未満
	1棟以上10棟未満
	0棟より大きく1棟未満
	0棟

出典：埼玉県地震被害想定調査報告書（立川断層帯地震（破壊開始点：南））
（一部加工）（埼玉県、平成26（2014）年3月）



1 2) 住宅密集地（密集市街地）

埼玉県において、本市で木造家屋が多く密集し、老朽家屋も散在し、狭あい道路および袋状道路が分布している、東藤沢三丁目の一部および、東藤沢四丁目から八丁目を対象に、住宅密集地の延焼危険性の調査を実施しました。

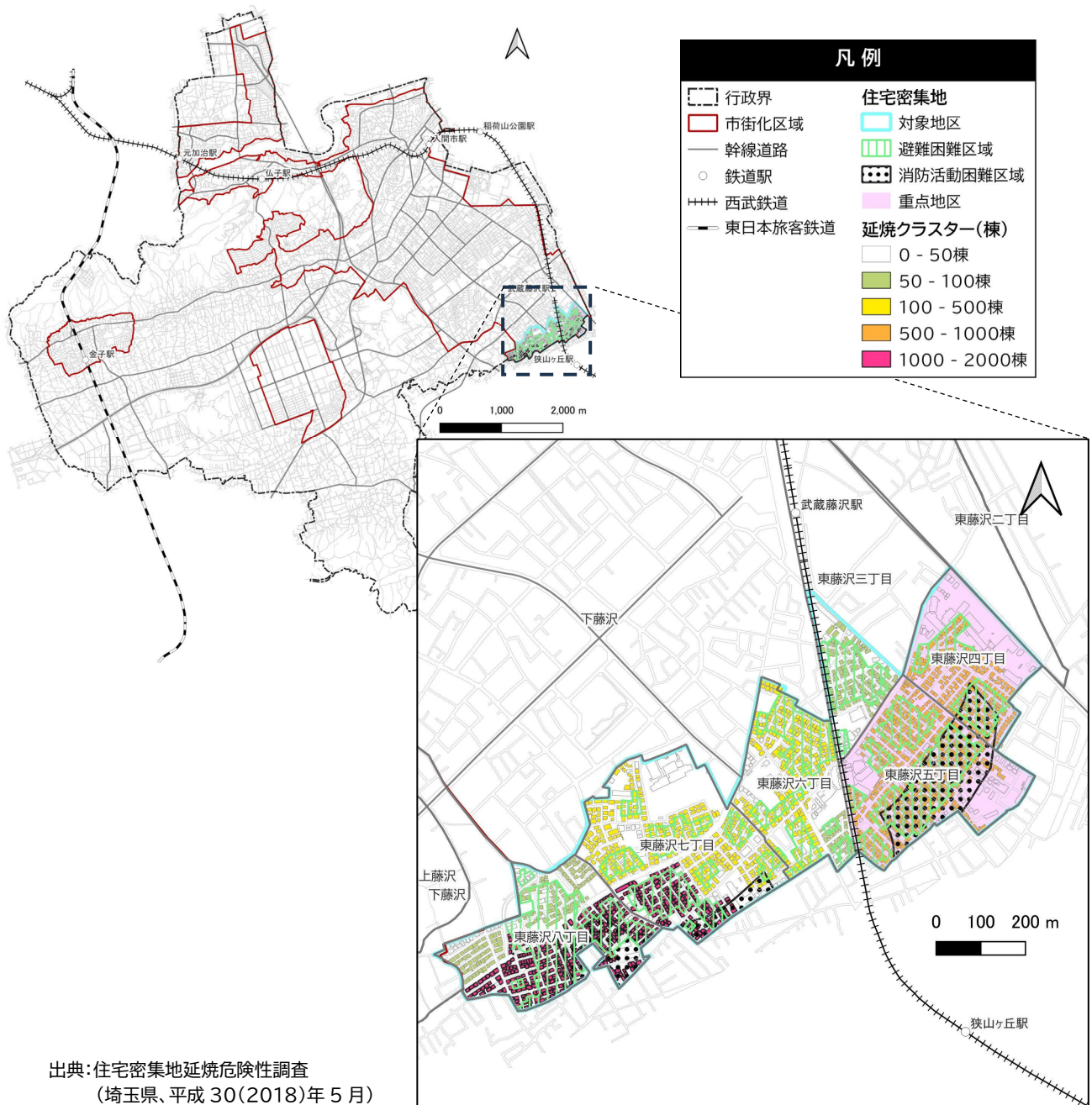
本調査より、避難困難区域や消防活動困難区域、延焼クラスターが示されています。

延焼クラスターは 50 棟以上 100 未満が 5 区域、100 棟以上 500 棟未満が 3 区域、500 棟以上 1,000 棟未満が 1 区域、1,000 棟以上 2,000 棟未満が 1 区域となっています。

また、隣接する所沢市にも住宅密集地（密集市街地）が広がっており、所沢市と一体的な延焼クラスターは約 3,800 棟となります。

調査結果を基に本計画において改善の方向性を検討し改善計画を策定していきます。

《 住宅密集地(密集市街地)図 》



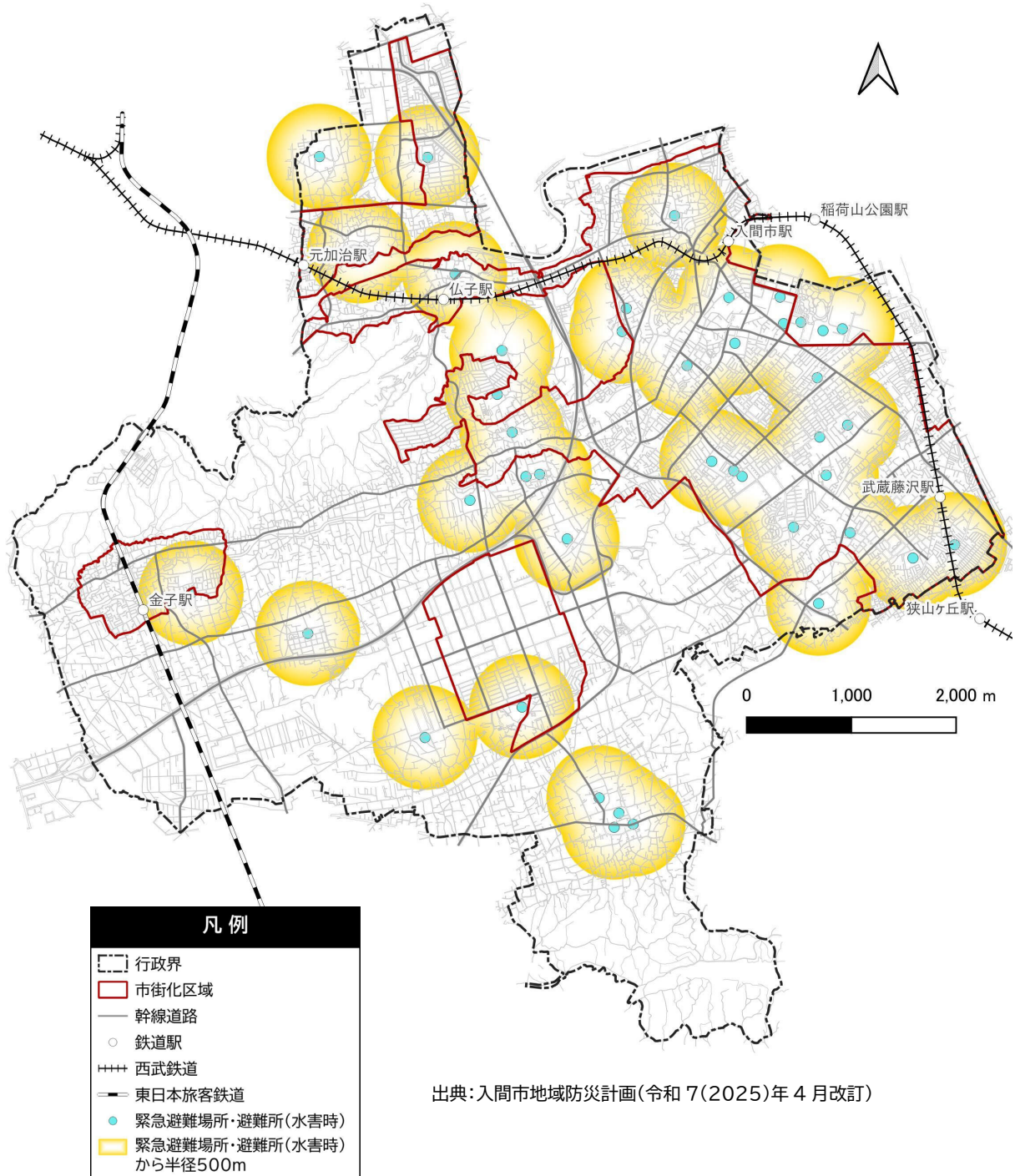
資料編

1 3) 水害時に開設する緊急避難場所・避難所

本市では水害時に開設する緊急避難場所および避難所が 42 箇所指定されています。

また、緊急避難場所および避難所から半径 500m の圏域（高齢者の徒歩圏域）を見ると、市街化区域はおおむね充足しています。

≪ 緊急避難場所・避難所(洪水時) ≫



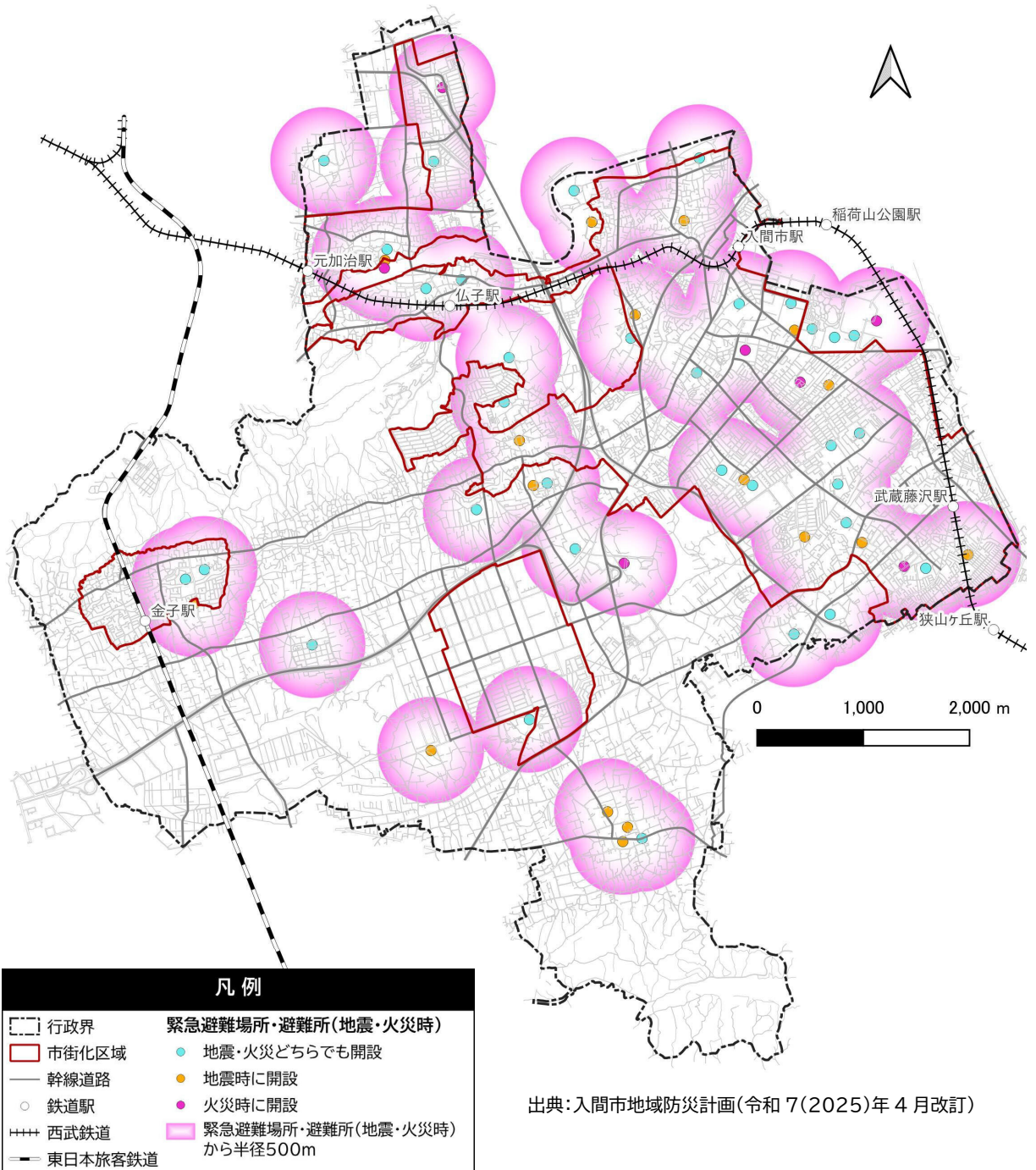


14) 地震・火災時に開設する緊急避難場所・避難所

本市では、地震および火災ともに開設する緊急避難場所および避難所が 34 箇所指定されています。地震時のみ開設する緊急避難場所・避難所は 18 箇所、火災時のみ開設する緊急避難場所・避難所は 7 箇所となっています。

また、緊急避難場所および避難所から半径 500m の圏域（高齢者の徒歩圏域）を見ると、市街化区域はおおむね充足しています。

◀ 緊急避難場所・避難所(地震・火災時) ▶



出典:入間市地域防災計画(令和 7(2025)年 4 月改訂)

資料編

4. 用語集

ア行

アンダーパス

道路や鉄道などの下をくぐり抜けるように通っている箇所。

ウォーカブル

ウォーカブルとは、「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語。

液状化

地震の揺れによって地盤が液体のようにドロドロになってしまう現象。

オープンスペース

公園や広場、河川、農地など、交通や建物等の特定の用途によって占有されていない空地。

カ行

開発許可制度

新たに開発される市街地の環境を保全することを目的に、市街化区域と市街化調整区域において、一定規模以上の建築物や工作物の建築などが行われる土地の造成を審査し、許可する制度。

家屋倒壊等氾濫想定区域

堤防の決壊などの場合に、建築物が倒壊・流出するなどの危険性が高い区域を示したもので、河岸侵食と氾濫流の2種類がある。

河岸侵食

河川の激しい流れにより河岸が削られ土地が流出することで、家屋が流出・倒壊するおそれがある。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

義務的財源

任意に削減できない固定的に支出される経費で、人件費、生活保護費等の扶助費及び公債費など。

協働

市民と企業、市が自分たちの知恵と工夫で住みよいまちをつくるという目的を共有し、互いの立場や特性を活かしながら、協力して取り組むこと。

緊急輸送道路

大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うための重要な路線。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力のある国土・都市・地域づくりを進める取り組み。

公共交通利用可能地域

本計画では、鉄道駅から1km、バス停から300mの範囲を公共交通利用可能地域と定義。

洪水浸水想定区域

降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。

交通結節点

異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。

交通モード

様々な移動手段を示す。市内には、西武池袋線、JR八高線、西武バス、コミュニティバス、タクシーが存在する。

サ行

災害図上訓練(DIG)

地区に災害が発生したことを想定して、入手した情報を踏まえ、災害の状況、予測される危険等を大きな地図に記入する訓練。

市街化区域

すでに市街地になっている区域や今後、おおむね10年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域のことで、原則として新たに建築物を建てたり、増築することができない区域。



自主防災組織

各自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。

自助・共助

自助とは住民自治の基本であり、第一義的には自分（家族も含めて）でできることは自分で行うこと、共助とは地域住民や自主防災組織、町内会など身近な人たちがお互いに助け合うこと。

事前復興

災害に備え、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと。

重要業績評価指標(KPI)

施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標。(Key Performance Indicator の略)

消防活動困難区域

消防車通行可能道路（幅員 6m 以上の道路）から消防活動可能範囲（消防車通行可能道路から 140m 以内）の外にある範囲。

人口集中地区(DID)

原則として人口密度が 1 km²あたり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域。

縮退均衡

経済が需要と供給のバランスを保ちながら規模を小さくしていくこと。

その他経費

委託料等の物件費、維持補修費、補助費、操出金など。

夕行

大規模盛土造成地

面積 3,000 m²以上の「谷埋め型盛土」、または原地盤の勾配が 20 度以上かつ盛土高 5m 以上の「腹付け型盛土」がなされた造成地。

脱炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。低炭素社会、低炭素型社会ともいう。

端末公共交通手段

人がある目的で、ある地点からある地点まで移動する際に利用した交通手段のうち、代表交通（鉄道・バス等）ではない、自宅等の出発地から代表交通等の間、あるいは目的地から代表交通等の間交通手段。

地区計画制度

地区の特性を生かした良好な環境の整備や保全を目的として、都市計画法に基づき、その地区の道路・公園・広場等の公共施設や居住環境、まちなみ景観などについて、住民の考えを取り入れながらまちづくりを進める制度。

調節池

洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させるために、一般的に河川に隣接して設ける池。

デマンド交通

電車や路線バスのようにあらかじめ決まった時間に決まった駅・停留所を運行するのではなく、利用者の希望に応じて、運行経路や運行スケジュールをそれに合わせて運行する形態で、タクシー車両等を用いて運行。一般的に、利用者が利用したい時に予約をして、それに合わせて運行。

投資的経費

道路、公園、公共施設の建設等の社会的資本の整備に要する経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費など。

都市基盤整備

市民生活の安全性、利便性、効率性などの向上を図るため、都市施設を整備すること。道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川などの整備がこれに該当する。

都市計画運用指針

今後、都市政策を進めていくうえで都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいか等について、国として原則的な考え方を示した指針。

都市計画区域

都市計画法に基づき、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量等の現況や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要があるとして指定された区域。

都市計画道路

都市計画区域内において、都市計画法の都市施設として都市計画に定められた道路。

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。

都市公園

都市公園法に基づく公園で、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、国営公園の他、緩衝緑地等（特殊公園、都市緑地、緑道など）がある。

都市再生特別措置法

社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上、都市の防災に関する機能の確保等を図るため、都市計画の特例等の特別な措置などを講じることで、社会経済構造の転換を円滑にして、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とした法律。

都市施設

道路、公園・緑地、下水道など、都市を構築する基本的な施設。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

土砂災害特別警戒区域

建物に損壊が生じ、住民に著しい危険が生じるおそれがある区域。

土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれがある区域。

ナ行

内水

一時的に大量の降雨（ゲリラ豪雨など）が生じた場合に、公共排水施設などに雨水を排出できず、地表面に水が溜まることにより発生する浸水。

農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域整備計画」において、積極的な農業施策の展開と農地の保全を図るために指定された区域。

ハ行

バスロケーションシステム

GPS 等を用いてバスの運行位置情報を収集し、バス停の表示板やパソコン・携帯電話等に情報提供するシステム。渋滞等による遅延状況が分かるため、バス待ちの不安解消などに役立つ。

バリアフリー

高齢者や障害者が安全で快適な生活ができるように、階段や段差など障害となるものをなくすこと。広義では、心理的、社会的、制度的な障壁をなくすことを含む。

避難行動要支援者

災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する者。

避難困難区域

建物の倒壊などにより道路が閉塞（道路閉塞箇所）することで地区住民の避難が困難になると想定される範囲。

避難所開設・運営訓練(HUG)

避難者の事情に応じて、避難所に見立てた平面図に適切に避難者を配慮できるか、トラブルにどう対応するか等避難所運営を疑似体験するゲーム。

BCP(業務継続計画)

組織（特に行政機関）が事故や災害などのインパクトの大きい事象に遭遇した場合に、組織として許容できるレベルで重要なサービスを顧客に提供し続けるための実行計画。



PFI

プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。公共施設等の設計、建設、維持管理および運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。

福祉避難所

一般の避難所で生活することに支障があり、特別な配慮が必要な障害者等が避難するための場所。

マ行

マイ・タイムライン

台風等の接近による大雨が予測される前に、自分自身が取るべき防災行動計画のこと。「ハザードマップ」を使って、命を守る避難行動を自ら考え、さらには、家族と一緒に日常的に備えるもの。

マルシェ

フランス語で「市場」を意味する言葉で、日本では「青空市」と同じような意味合いで使われ、生産者と消費者が直接顔を合わせて、商品の売買を行う場。

密集市街地

住宅が密集し、かつ、道路などの公共施設が十分に整備されていないなど、土地利用の状況から火災や地震が発生した場合に延焼防止、避難に必要な機能が確保されていない状況にある市街地のこと。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

障害の有無・能力・年齢・性別・国籍などにかかわらず、全ての人が利用可能な施設・製品・情報の設計（デザイン）をすること。

用途地域

住居、商業、工業などの土地利用を適正に配置し、効率的な活動ができるよう、都市の中を一定の区域に分け、それぞれの地域に合わせて建築物の用途、形態（建築面積や延べ床面積の敷地面積に対する割合）、高さなどの基準を定めたもの。

ラ行

ライフライン

現代都市における市民生活を支える施設あるいは設備（電気、ガス、水道等）。

入間市立地適正化計画

策 定 令和8(2026)年3月

発 行 埼玉県入間市

編 集 都市整備部都市計画課

〒358-8511

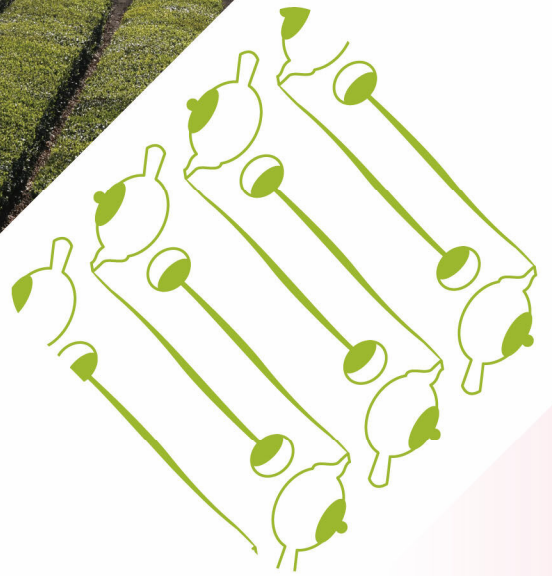
埼玉県入間市豊岡1丁目 16 番 1 号

T E L : 04-2964-1111

F A X : 04-2965-0232

<https://www.city.iruma.saitama.jp/>

表紙 提供写真 : 入間市



入間市立地適正化計画

令和8(2026)年3月
入間市 都市整備部 都市計画課